八街市水道事業クレジットカード取扱規程を改正する規程を次のように定める。

令和８年１０月２８日

八　街　市　長　　北　村　　新　司

八街市水道事業管理規程第３号

八街市水道事業クレジットカード取扱規程の一部を改正する規程

八街市水道事業クレジットカード取扱規程（令和８年水道事業管理規程第１号）の一部を次のように改正する。

第１１条中「第２４３条の２の８」を「第２４３条の２の９」に改める。

附　則

この規程は、公布の日から施行する。